

令和5年度 第3回大和市総合計画審議会 会議録

- 1 日 時 令和5年8月24日（木） 14時00分～15時45分
2 場 所 市役所本庁舎 5階 研修室
3 出席者 委員8名（欠席6名）
対 面：池田、糸賀、宇佐美、大西、高尾、中林、山元
オンライン：川渕

（委員、敬称略）

- 4 傍聴人 なし

- 5 次 第

- 1 開会

- 2 議題

（1）新大和市総合計画の策定について

（2）新大和市総合計画の策定に伴う健康都市やまと総合計画に関する対応について

- 3 その他

- 6 会議資料

資料 1

：新大和市総合計画の策定について

資料 2

：新大和市総合計画の策定に伴う健康都市やまと総合計画に関する対応について

資料 3

：（案）健康都市やまと総合計画・前期基本計画別冊

【議 事】

- 会長 : 議題（１）新大和市総合計画の策定について、説明を求める。
- 事務局 : **【資料１について説明】**
- 委員 : 新大和市総合計画（以下「新総合計画」という。）がスタートする令和７年度以降、令和１０年度までを計画期間とする健康都市やまと総合計画（以下「現総合計画」という。）はどのような扱いとなるのか。
- 事務局 : 資料１の「６．今後のスケジュール」に示す通りに新総合計画を策定した場合、令和１０年度を待たず令和６年度で現総合計画が終了することとなる。
- 委員 : 新総合計画の計画期間は令和７年度からの１０年間としている。一方、市長の任期は４年間であるため、計画期間の途中で市長が交代した場合、今回のように総合計画を改定する可能性があるのか。
- 事務局 : 市長の交代に伴い政策が変わる場合には、その可能性はある。しかし、総合計画として将来都市像や市の取り組みについての長期的な考え方を示す必要があるため、計画期間は１０年間にしたいと考えている。
- 会長 : 行政計画を朝令暮改したり市長が私物化したりすることがないよう、かつての地方自治法では議会の議決を経て基本構想を策定するよう義務付けていた。その後の法改正により、現在では策定や議決の可否について各自治体の判断に委ねられることとなったが、大和市では条例において基本構想の議決を要することを定めているため、基本構想も含めて総合計画を改定する場合は議会に了解してもらう必要があると思う。
- 委員 : 総合計画審議会では、現総合計画の後期基本計画骨子（案）の諮問を受けて答申したが、新総合計画に関する諮問はまだ受けていない。今後、審議会としては、現総合計画の前期基本計画の１年間の延伸と新総合計画の策定を議会が了解しているという前提で議論を進めてよいか。
- 委員 : 私もその点について気になっていた。現総合計画の延伸や新総合計画の策定の可否は、審議会で決定できることなのか。
- 事務局 : また、現総合計画に関して審議する回と新総合計画に関して審議する回を明確に示した方がよい。
- 事務局 : 総合計画審議会の役割のひとつは、総合計画に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、結果を報告することであるが、総合計画の延伸や策定の可否については、必ずしも審議会で決定することではない。また、基本構想の骨子（案）に対する審議会の答申を踏まえた計画案を、その後の過程で一から作り直すことなどがなく、議会への説明等、必要な手続きを適切に進めるようにする。
- 事務局 : なお、現総合計画の前期基本計画の延伸については、基本構想を変更するものではないため議会に上程する必要はないが、新総合計画の基本構想については令和７年３月議会に上程する予定である。
- 事務局 : 現時点でのスケジュールとしては、令和６年２月に開催予定の次回審議会において、現総合計画の進行管理と新総合計画の基本構想の骨子案等に関する審議の進め方の説明を行いたい。その後、令和６年４月から基本構想骨子案等の諮問に関する審議をスタートしたいと考えている。

- 会長 : 前期基本計画の延伸期間にあたる令和6年度は現総合計画に基づく予算となり、令和7年度から新総合計画に基づく予算になるという理解でよいのか。
- 事務局 : その通りである。
- 会長 : 一般的には選挙がある年度の予算は骨格予算とする場合があるが、大和市ではそのような予算措置をしたのか。
- 事務局 : 大和市では通常通りの予算編成を行ったため、今年度は現総合計画の体系に基づく予算となっている。令和5年2月に市長選が行われた厚木市では、令和5年度予算を骨格予算としていた。
- 会長 : 総合計画審議会への諮問も含め、新総合計画の策定に向けた手続きについて、議会に説明しておく必要があると思う。議会においては基本構想の内容について議論するべきところ、手続きの適否に関する議論で紛糾するようなことがないように対応してもらいたい。
つまり、昨年度、審議会では10回にもわたって施策評価や後期基本計画策定に関する議論を行ったが、そのように労力をかけて出した意見等が無駄になることがないように進めてほしい。
- 事務局 : 後期基本計画の策定に向けて審議会からいただいた意見は、新総合計画にも活かしたいと考えている。議会に対しては機会を捉えて適宜適切に説明していきたい。
- 委員 : 現総合計画の期間中の改定に対し、政策の整合性と継続性をどのように確保するのか。人、まち、社会の健康領域や基本目標が変わり、政策が大きく変更したことで市民生活に混乱をきたすようなことがあってはならない。新市長の就任から間もない現時点では、新総合計画の具体的な内容は見えていないと思うが、新旧の総合計画の間には一定の整合性と継続性を持たせるべきだと思う。
- 事務局 : 大和市では約1,000の事務事業を実施しているが、道路の維持補修や公園の管理など、継続して実施しなければならないものがほとんどである。それ以外の現総合計画の特徴的な事業については、継続して実施するものもあれば、新たな事業に置き換わるものもあると思う。例えば、市民活動の活性化にこれまで以上に力を入れて取り組んでいくとなれば、その方針に基づいて市民活動を支援する新規事業を始めることなどが考えられる。将来都市像や計画体系の変更に伴って、重点的に取り組む分野が変わることもあると思うが、総合計画の改定により市民生活に混乱をきたすようなことはないようにしていく。
- 委員 : 現総合計画のこの点が良くないから、こう変えるとの説明があれば新総合計画策定の必要性を理解できるかもしれないが、事務局の説明からは市長の独断で総合計画の改定を決めたとの印象を受ける。
- 会長 : 現総合計画の冊子24、25ページにある計画体系の「めざす成果」の下には、約1,000の事務事業がぶら下がっている。これまで審議会を実施してきた施策評価や進行管理は、主要な事務事業の現状や課題等を確認し、めざす成果を達成するためにはどうしたらよいかという視点も含めて審議してきた。総合計画の改定に伴い、事務事業自体が大きく変わるわけではなく、新たな計画体系の下での位置付けのみが変わることがほとんどだと思われるため、これまでの審議会が出た意見を新しい

総合計画に活かすことができるのではないかな。

現在のスケジュールでは、令和6年4月から基本構想や基本計画案の審議をスタートすることとしているが、十分な期間を確保するため、1月頃に繰り上げることはできないか。1月から6月までの6か月間で2か月に3回程度のペースで開催すれば、7月上旬の答申までに審議会を9回開催することができる。

事務局 : 庁内での検討にも時間を要するため、あらためてスケジュールを検討する必要があるが、できるだけ早い時期に審議を始められるようにしたい。

会長 : 新総合計画の基本構想等に関する審議においては、末端の内容ではなく、計画全体の構成について意見を述べるができるようにしてもらいたい。まずは、市の取り組みの方向性を示す「政策」、言い換えれば、各取り組みを格納する「箱」を作ることが必要である。

今の委員の任期は令和6年7月までとなるが、新しい委員となる8月以降に現総合計画の進行管理は実施するのか。

事務局 : 令和5年度を対象とした進行管理を実施することになると思う。進行管理の具体的な方法については、今後、検討したい。

会長 : 続いて、議題（2）新大和市総合計画の策定に伴う健康都市やまと総合計画に関する対応について、説明を求める。

事務局 : **【資料2、3について説明】**

会長 : 資料3「健康都市やまと総合計画・前期基本計画 別冊」では、現在の前期基本計画の1年間の延伸に伴い、既存の成果を計る主な指標の最終目標値を、令和6年度を最終年度としてあらためて設定している。新総合計画の策定時には指標の見直しも行うと思うが、過去のトレンドや国・県などの平均値がわからない指標を設定しても、その推移から良し悪しを判断できない。現総合計画から継続して設定する指標もあると思うが、事業の成果をより適切に計ることができる指標の検討も進めてもらいたい。

延伸した前期基本計画の冊子は作成するのか。

事務局 : 製本した冊子を作成する予定はない。資料3のようなものを別冊として自前で作成したり、ホームページに公開したりすることを考えている。

委員 : 計画の継続性が重要である。市長が変わったことによって、アプローチの仕方や力を入れる事業などが若干変わるかもしれないが、やるべきことは大きく変わらない。前期基本計画の別冊については、現総合計画としての継続性を保ちつつ、経費を抑えて作成してほしい。

委員 : 新総合計画についてであるが、現総合計画からの継続性が一定程度保たれるのであれば、総合計画を新しく策定するのではなく、現総合計画の一部見直しでよいのではないかな。新総合計画の冊子を作成し配布するのにも費用がかかり、税金を使うこととなる。新市長が自分の信念に基づく政策を実現したいという思いは理解できるので、まずは、その政策に関わる部分のみ見直せばよい。市長が市政全体を把握し、実現したい政策全体が明確になった後に、新総合計画を策定するのか、それとも現総合計画の一部見直しとするのかを検討した方がよい。

- 会長 : 事務事業自体が大きく変わるわけではないので、実質的には一部見直しであるとも考えられる。しかし、将来都市像、基本目標及び個別目標の組み立て方や表現の仕方など、計画体系全体が大きく変わるのであれば、新たに総合計画を策定するということになる。
- 委員 : 資料3の「成果を計る主な指標と目標値」の表に「最終目標値」という表現が使われている。計画期間内における最終年度の目標値という意味だと思うが、その指標において達成すべき理想的な目標値と誤解される可能性がある。いじめ問題の解消率100%、保育所の待機児童数0人など、理想的な目標値が設定されている指標もあるが、そうでない指標も多いので、例えば「達成目標値」などの表現にした方がよいと思う。
- 事務局 : 現総合計画で「最終目標値」という表現を使っているので、前期基本計画の別冊においても同じ表現となる。注釈をつけるなどして誤解が生じないように対応したい。
- 会長 : 新総合計画の策定の際には、「達成目標値」や「到達目標値」といった言葉を使用するよう事務局で検討していただきたい。
資料3の内容について、次回の審議会ですらに議論するのか。
- 事務局 : 資料3に関する審議は本日のみとし、今後、庁内での調整を行って前期基本計画の別冊を完成させたいと考えている。
- 会長 : 現段階でのスケジュールでは、今年度の審議会は残り1回となっているが、現総合計画の進行管理はどのように実施するのか。これまでのように分野を絞って実施するのか。
- 事務局 : 昨年度に全分野の施策評価を実施したため、今年度実施する進行管理については、分野を絞ることなく、指標の令和4年度実績値を確認の上、ご意見をいただきたいと考えている。
- 会長 : 次回の審議会では、進行管理以外に何をするのか。
- 事務局 : 新総合計画の基本構想の骨子案の諮問に向け、審議の進め方等の説明をする予定である。
- 会長 : その審議会で諮問することはできないか。
- 事務局 : その時までに新総合計画の基本構想の骨子案ができているようであれば、そのように進めたい。
- 会長 : 骨子案の作成の段階で委員に意見を求めるのであれば、審議会を開催してもらえれば議論はしやすい。
- 事務局 : 承知した。
- 会長 : 新総合計画の策定にあたっては十分に審議することが必要であり、3か月間での審議ではとても時間が足りないと思う。本来であれば1年かけて審議するようなことである。くれぐれも時間がないから骨子案の大幅な修正はできないといったことがないようにスケジュールを再検討していただきたい。
- 事務局 : 現段階のスケジュールは、庁内で作成した骨子案を審議会に諮問することを想定したものである。骨子案の作成段階から審議会にご意見をいただくようにするのであれば、審議会における実質的な審議の時間を十分に確保できるようになると思う。
- 会長 : ぜひそのように進めていただきたい。

- 委員 : 総合計画審議会は、幅広い分野を取り扱っている。他の自治体で同じような委員を務めているが、特定の分野を対象とした分科会があって、場合によっては住民も参加するなどして、分野ごとに協議している。大和市でも、教育や高齢者福祉など、それぞれの分野に会議体があり、専門的な視点から審議していると思うが、大和市は各分野から総合計画に対して意見があがってくる体制になっているか。
- 事務局 : 新総合計画の策定にあたっては、各部の総務担当課長で構成する庁内検討会議を開催しており、その中で各分野の審議会が出た意見や各課の意見を吸い上げる体制を整えている。
- 委員 : そのような仕組みであれば、骨子案を作成するまでに一定の時間がかからざるを得ないと感じる。総合計画審議会だけスケジュールを早めるのは難しいのかもしれない。
- 会長 : 市の施策全体について総合的かつ体系的に議論することは必要であるが、全ての分野を網羅した総合計画の体系の審議、また、その体系を踏まえた各取り組みについての審議を行うことができるのは、総合計画審議会だけである。そのような総合計画審議会としては、各分野からあがってくる意見等を反映できるようにしておくため、新総合計画の体系に関する審議を早めにスタートしたいと考えている。
他に意見等がないようであれば、本日の議題についてはここで終了とする。

以 上